

○下河辺委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第9回「東京電力に関する経営・財務調査委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御参集いただき、ありがとうございました。

当委員会は、去る6月16日の第1回委員会以来、厳しい時間的な制約の下で、東京電力の資産の厳正な評価と、徹底的な経費の見直しを行い、国民負担の最小化と電力の安定供給の実現という国民の皆様の期待に最大限応えることができるよう、本日まで鋭意調査を進めてまいりました。

御案内のとおり、今週の26日には、原子力損害賠償支援機構の開所式が挙行政され、いよいよ業務を開始しようとしてされています。

支援機構は、東京電力からの支援の要請を受け、共同して特別事業計画を策定するとされており、当委員会の報告書が、この特別事業計画策定に当たっての重要な素材となることが期待されております。

当委員会の報告書は、東京電力の今後の在り方を左右する極めて重要な意義を有するものとなります。

本日は、東京電力の、言わば歴史的とも言うべき、さまざまな改革を実現するための大きな一歩を踏み出すための報告書のとりまとめに向けて、前回の委員会に引き続きまして、委員の皆様と幾つかの論点について議論し、最終的に報告書をとりまとめてまいりたいと存じます。積極的な御議論と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

以上、開会に当たっての委員長のあいさつとさせていただきます。

それでは、早速ですが、これから議事に入らせていただきますので、報道関係者の方は、ここで恐縮ですが、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○下河辺委員長 それでは、早速議事に入ります。前回の委員会に引き続き、報告書のとりまとめに向けまして、これから事務局よりお配りする報告書の案文を基に、委員の皆様と討議を行いたいと考えております。

まず、事務局より、机上配付で資料を配付させていただきます。

御準備の方は、よろしいでしょうか。それでは、西山事務局長から意見交換、討議に入ります前に、ただいまお配りいたしました報告書の案文のポイントについて御説明をいただきたいと思います。

西山さん、よろしくお願いいたします。

○西山事務局長 ありがとうございます。それでは、まず、資料の確認をさせていただきますと存じます。封筒の中に入っているかと思いますが、この委員会報告(案)と書いてございますのが、報告の本体でございます。基本的には、委員各位との関係では、昨日夕方、昨晚、少し遅くなってしまうして申し訳ございませんでしたが、お届けをしたものと同じものだと御理解をいただきたいと思います。

それから、報告(案)の別紙、報告がまとまりました際には一体化するものでございま

すが、それが付いております。

それから、今日特に御議論をいただくであろう点ということで、特に最後の東京電力の長期的な在り方、特に料金関係については2つほど資料を、表現ぶりについては資料をお配りをしてございます。横長の資料です。

資料4ということで、これはチームリーダーであられる齋藤副長官室が中心に作成いただいたものでございますけれども、委員各位には、既にごらんいただいていると承知しておりますが、総論ということで、資料4が付いているということになっております。

それでは、私の方からは、まず、委員会報告、それからもう一つは、委員会報告がとりまとまりました場合には、当然のことでございますが、この本体、別紙、それから後で御議論いただきますが、その総論がとけ込んだもの、この3つが報告書という形になりまして、これがすべて公表されるということになる予定でございます。

それでは、私の方から資料1に沿いまして、これは前回委員にいろいろ御指摘いただいた点、それから、その後、私が個別に回らせていただいて委員からちょうだいした点。更に、XXXXXXXXXX東京電力さんとの間で、当然、数字の誤り、事実の誤りがあるか、ないか。それから東京電力さんからごらんになって、いわゆる営業上の秘密に当たるものであって、特に公開が望ましくないものについて意見をいただくための調整のプロセスを取ってまいりまして、基本的には、それらの踏まえたものとしてつくられております。

本日は、したがいまして、それらを踏まえました主な変更点、それから特に委員各位から御指摘があった点を中心に御説明をいただくことにいたしまして、前回までに既に御説明した点につきましては、省略をさせていただきます。

従いまして、結果において飛び飛びになりますが、早速でございますが、資料1の22ページに進ませていただきまして、これは中身の確認でございますけれども、今回、御案内のとおり、原子力発電所の稼動時期につきまして、3つケースをつくっております、それをどう表現するか、どう説明するかということについて御意見、御指摘があったかと思っておりますけれども、それにつきましては、この22ページでございますような形で整理をさせていただきます。

22ページ目の上の2段落目のところがございますけれども、具体的には、柏崎刈羽原子力発電所について定期検査、津波対策工事及びストレステスト等を勘案した上で、技術的、手続的に想定し得る範囲で、最も早期、平成24年度から26年度に順次稼動が見込めるシナリオ、原子力発電所稼動ケースをメインシナリオとし、そのほかに柏崎刈羽原子力発電所の再稼動が原子力発電所稼動ケースよりも各基1年ずつ遅れる前提で試算した1年後原子力発電所稼動ケース、更にメインシナリオの対極に位置する前提を置いたケースとして、柏崎刈羽原子力発電所の稼動を10年以内には見込まない原子力発電所非稼動ケースの計3つのシナリオを設定したということで、更に柏崎刈羽以外の発電所の取扱いについても、そこに注記という形で入れております。

それをまとめたものが、そのすぐ下にあります、図表 2.1.3.1 というのがケースについての説明ということで、こういうまとめ方をさせていただいております。それが1点目でございます。

34 ページにまいりまして、これは全般に勿論間違いがあってははいけませんので、最後の最後、数字のチェックをしておりますので、大変申し訳ないんですが、今日お配りしているものもそういうものであるというふうに御理解をいただきたいと思いますが、今、お手元にお配りをしているものをごらんいただきますと、34 ページのところに、この後、各論で議論されておりますコスト削減効果がとりまとめて、図表 2.2.4 の(1)ということとで表示をされております。

これは、御説明をさせていただいているかと思いますが、濃いブルーと薄いブルーに分けて図表が表示をされておりますけれども、濃いブルーで書かれているものが調査開始時点で見込まれていたコスト削減策。端的に申し上げれば、東京電力さんがおつくりになっておられた合理化計画の効果の隔年、10 年間の展開値ということになります。

それに今回、後で申し上げるような注釈が付きますが、委員会で検討した追加コスト削減策が、その上に薄いブルーで載っております、これは最終的に額はまだ調整中ですが、大きなけたで申しますと、調査会時点で見込まれたコスト削減策が1兆 1,853 億円、追加的に検討したコスト削減策が1兆 3,602 円ということになりますので、約2兆 5,000 億前後ということになるかと思います。これがトータルの数字ということになります。

それから、45 ページにまいりまして、直近を足しましたので、非常に細かい点なのですが、あえて触れさせていただきますが、週末に東京電力に対する退職公務員の顧問、嘱託への就職について取り上げられたことがございましたものですから、単に事実だけを 45 ページに、注釈の6として表示をされているかと思いますけれども、事実の問題として顧問が全体で何人いて、うち退職公務員が何人で、その年収の総額が幾らで、同様に嘱託の総数が何人で、うち退職公務員が何人で、年収の総額が幾らであるという事実だけを付記してございます。

次に、49 ページ辺りから退職給付ということで、これも何度か御説明しておりますので、内容自身が新しくなっているわけでは必ずしもございませんので、御説明させていただきますが、いわゆる年金制度の取扱いについて議論をしております。

[REDACTED]

54 ページの 2.4.4.6 と、制度変更についての東電の考え方ということになっておりまして、

具体的な手続については云々かんぬんということになっておりまして、最後に締めくくりとしては、今後、特別事業計画の策定に当たって、広く国民の理解を得ることができるよう、国民負担の最小化、合理化施策全体の中での退職給付の位置づけ等を踏まえ、東電は制度変更の具体案について真摯に検討すべきであるというだけの表記になっております。

それから、ページが飛びまして 104 ページからいわゆる数値計画についての議論が書かれております。

その結果をとりまとめたものが、106 ページの最後の段落「この結果」と書いてあると

ころでございまして、この定性的な傾向については、かつて御説明させていただいたパターンと一緒にございますが、一応、読み上げさせていただきますと、この結果、原子力発電所稼働ケースでは、①料金改定（値上げ）なし、②5%値上げ、③10%値上げのいずれのパターンにおいても、実態純資産調整項目考慮前の段階で資産超過が維持できると試算されたが、つまり、注釈的に申しますと、廃炉コストの拡大リスクを考慮しない段階で資産超過が維持できると試算されたが、原子力発電所の稼働時期が遅れるとともに、徐々に純資産が減少リスクは拡大する試算結果となった。

他方、資金面では原子力発電所稼働ケース、1年後原子力発電所稼働ケースともに料金値上げの状況に応じて、約7,900億円から約4兆3,000億円の不足資金が発生することから、資金調達策の検討が必要な状況となっている。

更に原子力発電所非稼働ケースにおいては、上記の料金値上げのパターンに応じて、約4兆2,000億円から約8兆6,000億円の資金調達が必要との結果が出ており、著しい料金値上げを実施しない限り、当該前提で事業計画の策定を行うことは、極めて困難な状況にあるものと思料されるということであります。もう趣旨は伝わっていると思いますが、そういうことだということを表記させていただいているということであります。

ちなみに、それらのものの具体的な、数値的な展開は、こちらにお付けをしております、別紙ととしてあるもの、ページ数がないので見にくくて申し訳ありません。別紙8というものが、前にごらんいただいた折れ線グラフが付いている別紙8から始まって、今、申し上げたことを指し示しているシミュレーションが実施されておりまして、ごらんのとおり、あるいは先ほど申し上げたとおりでございますが、別紙8と書いてあるページに出ているものが原子力発電所稼働ケースのシミュレーションになっておりまして、これをごらんいただけますと、おわかりいただけますとおり、このケースにおいては、料金の値上げがない場合、5%の場合、10%の場合、いずれも上側の純資産のラインが一番下ゼロを割り込まない、つまり資産超過であるということ。ただし、このケースであっても、値上げの幅に応じますけれども、要調達、つまり端的に言えば、外部からの、市場からの資金調達ができないので、機構からの借入れをしなければならないと思われる額がこれぐらい出るということになるということになります。

更に3ページ後に、同じことを、原子力発電所の稼働が1年後にずれた場合のシミュレーションをしております、これですと、ごらんのとおり、値上げがない場合ですと、平成24、25、26、27年度にかけて債務超過の状況になるということでございます。

更に3枚後に、原子力発電所非稼働ケースのシミュレーションというのが付いております、これですと、5%値上げケースでも基本的にはほとんどの期間において債務超過になるとともに、要調達額が、さっき申し上げましたように、どのケースでも非常に大きな額、つまり数兆以上、原子力損害賠償支援機構の、今の政府保証枠が2兆ですから、それをかなり上回る額の資金調達をしなければならないという格好になるということであります。

以上が 105 ページ、資金収支の関係の御説明でございまして、109 ページ、110 ページ、111 ページの辺りにまいりまして、ここら辺は、これも原子力損害賠償支援機構に基づいて、特別事業計画に記載する必要のある関係者への協力要請と経営責任という欄でございしますが、基本的には、いずれの項目も当たり前のことですから、最終的には、機構において具体的な対策については、判断をされるべき事項であるというふうに書いてございます。

それぞれ 5.1.1 は金融機関に対する協力要請として、事実の問題として東京電力さんがどのようなことをお考えであるかということに記載した上で、論理的には、どのようなオプションがあり得るかということを単純に整理した書き方になっております。

5.1.2 については、株主に対する協力要請ということを書いてございまして、これについては、特に 111 ページの上の第二にというところから書いてございすけれども、これは仮に支援機構が株式の引き受けの要否を検討した結果、資本注入が必要になった場合には、希釈化が起きますということ、そのための議案の賛成が必要であるという事実の整理をしているということでございます。

いずれにしましても、5.1.3 に書いてございすように、読み上げさせていただきますと、関係者に対する協力の要請が十分であるか否かについては、東電に対し必要となる資金援助の総額や過小資本の解消の必要性等に基づいて、支援についての支援機構と関係者（金融機関、株主等）との負担のバランス等を踏まえた総合的な検討の上で、支援機構が判断すべき事項であると考えられると結んでいるということでございます。

同様に、5.2 経営責任というところにつきましては、もともとこれも支援機構法に基づきまして、冒頭に書いてございすように、特別事業計画に責任の明確化のための方策を記載することを義務づけられておりますので、そういう意味で、111 ページにございすように、一定の経営責任を果たすべきであり、そのことを特別事業計画の中で明らかにすべきであるということで、現実には、これまで東京電力さんが経営責任を明確化にする観点から取られてきた措置、つまり役員報酬の削減措置等々について、かくかくしかじかのことを実施しておられるということについて、112 ページに記載をされてございまして、これはファクトの記載でございすけれども、結びとしては、今後の状況に応じたさらなる経営責任の取り方について、東電は支援機構と真摯に検討すべきであるという表現になっております。

次が、138 ページに飛びまして、ここら辺は、電気料金に関する項目でございしますが、138 ページからは自由化料金について議論をされている欄でございしますが、この自由化料金については、もともとこの図表の中に料金原価と実績の料金原価の乖離について、図表でいいまして、140 ページ、141 ページの辺りにそういう図表が付いてございまして、

その上で、150 ページについては、現行料金制度と、その運用の問題点というのが出ております。

ここについては、委員からも御質問がございましたように、基本的には、今の総括原価主義そのものを変更するという議論はもともとしておりませんで、書いているのは4点でございまして、総原価の把握、つまり名目値の適正性、つまりあることに100 円の原価だったら、当たり前ですが、100 円と届けてくださいというのが、総原価の把握の適正性、名目値の適正性の話で、次の総原価の内容、実質値の適切性というのは、今回のさまざまな委員会での検討の結果、コスト削減、つまり100 円かかっていたものが90 円になりますねという場合には、当然ですが、90 円ということでコストを管理してくださいということが書いてあるということと、3 点目、電気事業者に対する適切なインセンティブ付与の必要性ということで、仮に100 円のものを90 円にしたものを更に努力をする場合については、当事者にむしろインセンティブを付与すべきではない、そのことによって、自主的な経営努力を促すべきではないかということ。

最後に、電源法制の不確実性への配慮ということで、東電が当面する問題として、原子力の稼動が不確実な情勢にございますので、稼動する場合にも、稼動しない場合にも、いろいろなコスト面での影響がございますので、これをどのように料金に織り込むかについてきちんと検討しておく必要があると、基本的には、この4 点だけを指摘しておりまして、これについては、今後、東電についての料金値上げを議論するに当たって、議論をきちんとしておかなければいけない点ということで記載をしてございまして、その具体的な内容については、委員会でも御議論いただきましたように、以下、151 ページ、152 ページの辺りに書いてございますが、ここら辺は、基本的に全部〇〇すべきではないかということで、問題提起として整理をさせていただいております。

その上で、最後167 ページ、168 ページ、169 ページに東京電力の長期的な在り方ということで記載をさせていただいております。

前の委員会で御議論をいただいた際に書いてあったものの、細かい数字の変更も含めた左右対照表のようなものは、こちらの長期的な在り方の左右対照表に付いてございますが、それはそれで細かいこともございますので御参照いただくといたしまして、委員各位に回らせていただいて、これは、両面からの御議論があったので、なかなか1 つにまとめるのが難しいのでありますが、大きく分ければ2 点だと理解しておりまして、1 つは、原子力の稼動についての取扱い評価の点でございまして、168 ページの上2 段ですね。中期的な姿の上から、中期的には東電の受給状況及び収支に与える影響が大きい柏崎刈羽原子力発電所の云々というところから2 段落、ここの表記については、これは両面の御議論がございましたので、この報告書では、基本的には、前回お示ししたのと同様の表記とさせていただいております。ここは、1 つ御議論があった、あるいはある点ではないかと思えます。

もう一つは、今後の料金の値上げについて表記をどのようにするかという点でございます。これは、私が各委員を回させていただいたときに、一応、書式は違いますが、中身は同じでございます。この1枚紙の取扱注意というものに、1枚紙の左右対照表に書いてあるのがそれでございますけれども、ということになっておりまして、左側が原案、右が代替案ということになっておりまして、端的に言えば、料金値上げが必要であるという表記をどれくらい強くするかということでございますが、一応、読ませていただきますと、原案は左側のものでございまして、原子力発電所の再稼動が早いケースであっても料金が現状に据え置かれた場合には、資金調達が困難な状況が持続することとなり、東電としての早期の資金面での自立は困難となる。こうした状況を踏まえて料金値上げを検討する場合には、国民負担の最小化を図るために、本報告が論じた調達コスト、人件費各面での徹底的なコスト削減が必要となろう、これが原案でございます。

これに対して、料金の値上げの必要性をもう少し前面に出したものが、右側代替案で書いているものでございまして、原子力の再稼動が早いケースであっても、料金が現状に据え置かれた場合には、政府保証枠2兆円の枠を超える多額の資金の調達が新たに必要となるが、このような政府資金のみを当てにした資金計画は、国民負担の最小化の観点から望ましくなく、東電として一定の範囲内で自立的に資金繰りを維持できる事業計画を策定するためには、一定程度の料金値上げが必要と考えられる。ただし、こうした事業を踏まえて料金値上げを実施する場合には、国民負担の最小化を図るために、本報告が論じた調達コスト、人件費各面での徹底的なコスト削減が大前提となることを忘れてはならないという、この2つの表現でございまして、これは両方の御意見がございましたので、今日、御議論を深めていただいて、落ち着きどころを探させていただければと考えております。

最後に、先ほどと同じような観点から、料金制度や運用についての検討が遅れることで、料金値上げそのものの足かせになってはいけないという御指摘もございましたので、168ページの最後4行ぐらいのところに書いてございますが、東電の今後の状況にふさわしい料金制度及びその運用について、規制当局において真摯な検討が速やかに行われるべきであるというふうに記載をしております。

私からの御説明は、以上でございまして、恐らくこの総論のところはよろしいですね。

○下河辺委員長 簡単をお願いします。

○西山事務局長 一応、これとは別に、先ほど御紹介をさせていただきましたとおり、資料4として、これは、委員各位は既にごらんいただいていると思いますので、私の方から詳しく申しませんけれども、チームリーダーである齋藤副長官室スタッフの方に作成をさせていただいたものでございますが、今回のとりまとめに当たっての総論ということで、まずは「はじめに」ということで、今回の福島原発の事故が持つさまざまな意味での、歴史的な意味、インパクトといったようなことが書かれております。

それから、2ページに行きまして、東電問題に立ち向かう前提についてということで、東電問題がはらんでおります複雑性というんでしょうか、いろんな意味で損害賠償、事故

処理のコスト、それに対する政府が関与をどれほどのものとするか、東電の努力をどれほどのものにするかといったようなことについての複雑性、それからその将来的な影響度の大きさといったようなことが記述されております。

その上で、3ページの下、本委員会の使命と役割ということで、これらを解決する上で、この委員会がどういう役割を果たし、検討を行ってきたかということについての記述が行われております。

特に、使命と役割の最後のところで当然のことでございますけれども、この委員会の基本的な使命は、これら以上の視点をもって調査分析された結果や意見を新たに補足した原子力損害賠償支援機構に引き継ぐことにあるということで、その新機構において、更に詳細かつ確な基礎調査と、制度や政策にまで深く切り込んだ分析が実施されることを期待したいというふうに結んでおります。

更に、この調査分析結果を受けての意見ということで、5つほど書かれておりまして、1つは、今の東電の経営財務を調査した結果として、いろいろな意味での非効率性が明確に存在するということ。それから、2番目に、いろんな改善策が実効されたとしても、それがさまざま、ここに書いてございますような賠償の支払いあるいは汚染水の処理等々のコストが非常に大きいということにかんがみると、東電の経営は、支援機構の一定の管理の下に置かれることになると思われるというのが2点目。

3点目は、長期にわたって特別負担金及び一般負担金の支払いを含めた特別事業計画を考えなければいけないということ。

4番目、これは過度な経費の削減や人件費のカットが、東電の企業能力を低下させるということにならないようにすることが必要であるという点。

5番目、特に東電については、その企業体質、企業文化を転換し、風通しのよい新しい企業文化を育てる必要があるという点。この5つが書かれております。

更に、最後、4番目として、東電改革と関連する幾つかの課題ということで、また、更に今回の委員会で時間的な制約が処理できなかった課題ということで、さまざまなことが直接東電の事業に関する課題、これが(1)に書いてございますが、(2)にもう少し広い原子力政策にも関わるような課題。(3)として、更に、いわゆる電力供給システム全体に及ぶような課題、そして、最後に4番目、料金の引き上げ問題をどう考えるかについての考え方を整理しているという格好になっております。

以上でございます。

○下河辺委員長 ありがとうございます。資料1の委員会報告(案)の本体部分につきましては、ただいま西山事務局長の方から、全部で9点にわたって指摘と御説明をいただきました。

1から8は、特に御異論がないかと思っておりますけれども、最後に挙がりました9、この資料1の本体でいけば、最後の168ページ、169ページのこの両ページにかかるところ、資料2として、前回委員会との対照表も配られておりますし、その中では、前回委員会以降、

事務局の方で、各委員の方を回っていただいて、再度御意見を伺った限りにおいて、現時点においても、原案、代替案という2案についての御意見が委員会内に存在するということで、資料3をお配りしてございます。

それから、資料4ということで、総論と題しているものをお配りしてございます。初めに、この総論の取扱いについてお諮りいたしますけれども、昨日の段階での御説明になって大変恐縮ですけれども、私のところに報告をいただいている限りでは、基本的に委員の皆様御了解をいただいているということでございますので、内容的には、特段御異論がなければ、これで了という形にさせていただきたいと思います。

総論と題しておりますけれども、これを来週、最終的に提出するに当たっての冊子において、どこにレイアウトするか、報告書の頭に持ってくるのか、別紙の前の本体部分の巻末に持ってくるのかという問題が若干あるかと思いますが、私の委員長の個人的な考えとしたら、報告を終えるに当たってというような中身になっておりますので、終わりに当たってとか、そういうような形で、資料1の後ろにこれを付けた方が、読んでいただく限りにおいても御理解がしやすいのではないかと考えておりますけれども、その点についてお諮りいたしますけれども、何か御意見、おありでございますか。

○ 〇 これは、170 ページありますね。中身から見て、これは 170 ページを丹念に読む食欲が湧くようなものではないんですね。まず、どういう姿勢で書いているのかというのをわかってもらうために、頭に置く方がいいんじゃないかと思うんです。総論ですからね。総論は通常、頭にあるので、これは頭に置いて、こういう姿勢でやりましたとしておいて、後に作業の中身は詳しくありますから、それを見てくださいという方が私はよろしいかと思います。

○ 下河辺委員長 〇 からは、巻頭に置いた方がよろしいのではないかという御意見がございました。先ほど申し上げた私、委員長の個人の考えとも違う御意見をちょうだいいたしましたけれども、ほかの委員の方は、内容をお読みいただいた上で、御感想、御意見、ございますでしょうか。

読んだ限りでは、〇 がおっしゃられる代物ではあるんですけれども、かといって、報告書の 170 ページに及ぶ本体部分を、ある意味では客観的に要約した代物とも、ちょっと微妙に違うところがなきにしもあらずという感が私は個人的にしております、どちらかと言うと、先ほども申し上げたような、巻末に置いて、報告を終えるに当たって、このような所見を抱いているというふうにした方が、これをお手に取った関係者の方が、どれほど最後のところまでたどり着くかという問題は確かにあるかもしれませんが、ちょっとよろしいのではないのかなという感は正直いたしておるんですけれども。

○ 〇 これは要約ではないんですね。大局観なんですね。だから、問題に臨む大局観はこういう姿勢であるということを最初に示しているわけで、これはやはり前に置いておかないと、参考資料という形の扱いになりますから、副長官の、タスクフォースリーダーの基本姿勢、取り組む姿勢はこういうことなんですよということをまず明らかにしてお

いて、作業そのものは、具体的な作業が次に出てくるわけなので、そうしないと意味がなくなると思います。

○下河辺委員長 御意見ありがとうございました。

副長官にお尋ねするのもあれですけども、最終的なレイアウトの問題で何か。

○仙谷前内閣官房副長官 今、ちょっと拝見した限りでは、少なくとも4ページの3の前まで、本委員会の使命と役割のところまでは前に持ってきた方がいいんじゃないかという感じがしますね。論理的には、そこから具体的な調査・分析結果があつて、それを受けてのまとめの考え方としてはこうだと、それから、課題としてはこういうものが残っているということになるんだろうけれども、[REDACTED]がおっしゃるように、ここでぶち切って、一番前と後ろにつないだら、かえってわかりにくくなるかなという感じもするものだから、構えとして、大上段過ぎるかもわからないけれども、問題意識としては、こういうミッションをいただいたという意識でこの調査をしましたという話ならば、やはり前に持ってきておいた方が格好はいいかなという感じがします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から、御意見なり、御感想。

○[REDACTED] そうですね。初めの方が。

○下河辺委員長 よろしいですか。

○[REDACTED] 最初にどかんとぶつけておいた方が。

○仙谷前内閣官房副長官 要するに、本体もそうですけれども、対東電に対しても、あるいは国民に対しても、政府に対しても、これから解決しなければならない課題は、大テーマ、中テーマ、小テーマ、具体的なテーマがこれだけありますよという話ですね。今の時点で結論を出せない問題というか、あるいは、もう少し言えば、政治的にも、国民的にも、万機公論を呼び覚まさないで、専門家だけでやることについては、テーマとして、特に今日的な、こういう時代の中のテーマとしては、そう簡単ではないですね。ただ、具体的には、こういうデータ、あるいはこういうシミュレーションに基づいて、問題点はこうこうあります、これは本気でやってもらわなければ困りますと、こういうことがわかるという話ですね。だから、そういうことをより警鐘乱打して、国民の皆さん方に危機感を持って、この問題を真剣に考えていただくために公表されるということならば、どちらがいいのかと、こういう感じでひとつお考えをいただければと思います。具体論のところも大変御努力いただいて、よくわかるというか、新聞で言えば編集委員クラスの方々については、相当説得的な報告書になっているんじゃないかと私は思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方で、特に御意見ございますでしょうか。

○[REDACTED] 実は、本文の「はじめに」というのは文章がないんですね。ですから、ここがちょっと違和感があつたんです。何なんだろうと。

○仙谷前内閣官房副長官 これは遠慮されている。私はそう思って。

○西山事務局長 いえ、時間がなかっただけです。

○ ですから、この辺に入れる手があるのかなと。下河辺先生の論理的な文章の構成としてはわかるんですけども、ちょっとインパクトが弱いんです。

○ これは問題の座標軸みたいなものを提起しているんですね。国の中で、電力事業というものの位置づけとか、その中で今回あるテーマとかいう座標軸を提起していて、その中の座標の1つとして東京電力の財務調査の委員会報告がついているということになりますので、まさに総論だと思うんです。やはりそれは前に置いておかなかったら意味がなくなるような気がします。したがって、これは頭に置く。それは目次の一番前に置いておくというのがよろしいんじゃないでしょうか。

○仙谷前内閣官房副長官 だから、この1. 1. 1以下の記載は誠に御丁寧な、資料がついて、東京電力と政府のやりとりの中からこの委員会が生まれて、こういうふうに開かれたという概略が書かれているわけですね。その意味内容を「はじめに」のところから1. 1. 1までに書くかどうか。書いた方が、より意気込みというか、問題意識が、つまり、これ的なものをここへ入れることが意味があるんじゃないかと、こういうことだと思うんですね。

○下河辺委員長 何か御意見ございますか。

○ 私は正直、前でも後ろでも、どちらでもいいかと思うんですけども、確かに後ろだと最後までたどり着けない方がいらっしゃるので、相当広報活動をやらなければいけないと思うので、それだったら前で、要するに、国民の方々にわかりやすくするというのも一案かなと思いました。

○下河辺委員長 わかりました。それでは、仙谷前リーダーからの御意見もいただきましたので、巻頭に持ってくるということで、本来的な「はじめに」というところに位置づけて、なお、先ほども若干言及いたしましたけれども、巻頭に持ってきたときに、微妙に一部、文章的に修文した方がよろしいかなと思うところもなきにしもあらずという感がございますので、もう一度検討して、修文レベルですけども、修文が必要な箇所については、巻頭に持ってくるのにふさわしい、若干の修文だけは委員長のあれでさせていただければと思いますけれども、 、よろしゅうございますか。修文にとどめますので、御了解をいただければと思います。

○ はい。お願いします。

○下河辺委員長 では、そういうことで、巻頭に持ってくるということで。

○西山事務局長 先ほどの確認ですが、そうすると、一番すっきりするのは、巻頭に、これをある種「はじめに」にさせていただいて、今「はじめに」と書いてあるものを2番目に、委員会の審議の経緯と委員会の活動みたいな感じに、今の1と書いてあるものにさせていただいて、全体で1、2、3という3部構成になりますということによろしいでしょうか。

○下河辺委員長 はい。

○西山事務局長 では、そのようにさせていただきます。

○齋藤内閣官房副長官 強いて言えば、体裁も少し、しつらえ方も、これと同じような。

○西山事務局長 さすがにそれぐらいはやらさせていただきます。字体がこれだけ違うので、それぐらいは勿論やります。

○齋藤内閣官房副長官 重々しくやるみたい。せっかくやるならば、そういう体裁にした方がいいかもしれない。

○西山事務局長 字体は同じにします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、本体部分についての御意見をいただければと思います。先ほどの説明では9番目になります本体の168ページ、169ページの関係についての御意見をちょうだいできればと思います。

○仙谷前内閣官房副長官 先ほど申し上げたように、大変すばらしい出来だと思うんですが、今の時点で報告書に書くべきなのかどうなのかは別問題にして、いわゆる世間的に見れば、これから東電が必要とすべき資金というか、負うべきであろう債務の中で、書かれていないもの、法律論的に言うと、なかなかややこしい問題があるかも知れませんが、例えば、除染の問題はどうなのか、廃炉の問題、それから、使用済核燃料処理の問題が、どうも見た範囲では計上されていないような、つまり、発生主義の下で計上されていないような感じなんだけれども、それはそういう理解でよろしいのかというのが1つと、それから、当面、ガスとか、あるいは石油の部分を多くしてしのいでいくという、原子力が一部不稼働とか、全部不稼働とかいう場合には、そういうことになると思うんだけど、例えば、オイルの年の平均的購入単価と、もう一つの前提である為替レートというものがどのぐらいに想定されて入っているのかということ、これに書くかどうかは別にして、そのことを教えていただきたい。

○西山事務局長 第1の御質問は2つに分かれて記載をされているのですが、1つは、まず、箇所だけあれさせていただきますと、77ページから、廃炉処理の議論がなされております。この中に入っているものが何かというのは、さっきの御質問に関係している部分で言えば81ページ辺りから書いてございます。端的に言えば、スリーマイルアイランド事故を参考に、もともと東電が計算されていたものに加えて、どのような、ある種の拡大リスクを織り込んでいるかというのは、そこに書いてございます。

それに対して、ここには書いていないので入っていないということなんだと思いますけれども、いわゆる中間処分とか最終処分に関する費用というのは、この委員会の中で御議論いただいたと思いますけれども、どういう手法を取るのかということが今、確定をしていないので、その種のものについては、この中に入っていないということになります。

それから、他方、いわゆるサイトの外の除染の問題です。まさに山林をどうするかとか、農地をどうするかという問題ですが、これは、賠償のところのすぐ後ろになりますけれども、1つは、92ページに注記の25というのがついておりまして、そこに書いてございま

す。

○仙谷前内閣官房副長官 注記というのは、下の欄外。

○西山事務局長 下の欄外のところです。

それから、注記がついている元の本文ですね。その上をごらんいただければ、これは逆の側からも書いてございます。92 ページの上から 2 段落目です。財物価値の喪失、または減少等については、固定資産税評価額を利用して計算をしました。ここでは、対象となる財物の価値すべてが喪失したとの仮定で計算を行っているところ、実際には廉価な除染手段等による回復の可能性もあるため、過大推計となっている可能性があること、反面、除染を行う費用が財物価値を上回ることにより損害額が多額となるケースも発生する可能性があることということで、そこは書いていないということは、そこに書いてあるということです。その注記が先ほどの注記の 25 ということになります。

後段については、基本的には、燃料費については、足下の燃料費を単に将来に円ベースで伸ばしているだけだと理解をしています。したがって、将来の為替の想定とか、ガス価格の変動の想定は全く置いていない。今の料金制度のそのところは、まさに燃料費調整ということに、上がっても下がってもということになるので、足下の費用で、今は純粋に伸ばしていくということなんで、それは反映されていないということになります。

○仙谷前内閣官房副長官 それは、バレル 100 円、1 ドル 80 円ぐらいの話。

○西山事務局長 そうなります。今の足下のでやりますから。

○仙谷前内閣官房副長官 そのぐらいの前提で。

○西山事務局長 80 円ではなかったと思いますけれども。

○仙谷前内閣官房副長官 90 円。

○ 経産省の 3 兆円と同じだと思うんです。あれは 110 ぐらいでやっていると思います。

○仙谷前内閣官房副長官 110 円。

○ 1 バレル 110 ドル。

○仙谷前内閣官房副長官 レートは。

○ だから、あれは足下でやっているんです。

○西山事務局長 足下でも 80 円ではなかったと思います。

○ 85 円とかだったと思います。

○下河辺委員長 よろしいですか。

○仙谷前内閣官房副長官 それはどういうふうに反映するかというのはどこかでやっているんですか。どのぐらい変わったら、どのぐらい料金に影響するといいますか、そこまで今回は出ていない。

○西山事務局長 そこまではやっていないですね。これは仮定をさまざまに組み合わせているので、更に仮定を加えると、パターンが多過ぎて何が何だかわからなくなってくるものですから。

○下河辺委員長 [REDACTED]。

○ [REDACTED] 110 ページの「関係者への協力要請と経営責任」と書いてあることを確認したいんですが、まず、5. 1. 1の「金融機関に対する協力要請」のところで、最後のパラグラフで「当該要請が金融機関に対する協力要請として十分な要請であるか否かについては」云々というのがありますけれども、これは今、言っている、金利減免はしませんよと、それから、残高維持お願いします、これは震災前のものについてですね。それに加わるものとして考えているというのは、上に書いてあるように、緊急融資分についての残高要請ということを言っているんですかというのが1つの質問です。

それから、2つ目の質問は、5. 1. 2の「株主に対する協力要請」のところですが、ここで作っている株主総会の特別決議による授權枠拡大のための定款変更が必要というのは、要するに、資本注入をするときに新たに株式を発行するということだと思いますけれども、それは先ほどの9つの類型で言ったときに、原発が稼働するケースだと、基本的には債務超過にならないという前提であれば、資本注入ではなくて、機構から行うものはキャッシュサポートですね。もともと考えられていたのは、資本注入をして、最終的には社債発行できるようにする、そういうことも考えておったと思いますけれども、それとの関係がいまひとつわからないんです。債務超過にして資本注入すれば、公的管理すると、そういうふうにお考えなんでしょうか。それがまた5. 2の経営責任のところにはね返ってくるんだと思いますけれども、ここで経営責任について厳しく求めるというのは、結局、ほかの破綻会社のときに公的資金が注入されて経営責任が問われたというケースを想定しているだろうと思うんです。今、一番あり得るシナリオというのは、資本注入には至らないで、キャッシュサポートが行われるというケースは、どういうことが想定されているのかがよくわからない。そこをクラシフィケーションでお伺いしたいと思います。

○西山事務局長 ここ自身は、さっき御説明しましたように、基本的には、いいか悪いかは別にしまして、最終的な判断は機構でしてくださいということだけが書いてあるので、ある種、理屈の整理をしているだけなんです。金融機関に対する協力要請について見ると、今の御質問を誤解していたら申し訳ないんですが、まず、東京電力そのものが足下でどういう要請をしているかというのは、その前の108ページの4. 2. 3に書いてあるものを引用しています。先ほど御質問したことも含めて、かなり厳密に、今、東京電力が行っているところの残高要請の内容が書いてあります。それは事実の問題として書いた上で、5. 1. 1の最後の段落、先ほどの御質問の段落は、まさに今、ファクトとして御紹介している協力要請が十分な要請であるかどうかについては、支援機構が検討するべきであると書いてあって、「また、その際、」以下のところは、もともと御案内のとおり、この支援機構法というのは賠償資金に当てる資金は機構が立て替えるので、プラスマイナスゼロで債務超過でないという前提で成り立っているんですけれども、その際に、そういう試算でいいかどうかというのは、本来はゼロから考える議論があり得るところなので、そういうことも含めて検討する。つまり、あらゆる可能性を検討することが可能なようになっていると

いうことであります。

○ 〇 それはわかるんですけども、理屈から言うと、例えば、金利減免を伴うようなリスクスケジュールを要請するということは、残高維持を要請することと全く逆のことなので、要するに、残高維持というのは借り換えするということですね。勿論、あらゆる可能性は否定できないでしょうけれども、局面が全然違うので、想定されているというのは、まず、今、東電がやっていることというのは、震災前の2兆円程度のものについて、短期、中・長期も含めて借り換えを要求していると、こう言っているわけですね。その次に、震災後の2兆円については、約定どおり10年間で弁済しますと言っているわけですね。約定どおり弁済ではなくて、それも残高維持をお願いするというのがその次のステップで、更に進むと、それこそ、ある意味、法的整理みたいな形になるのであれば、それは当然、金利減免とか何とかというのも視野に入ってくると思うんです。それを全く同じような、平面に並べて、全部機構で判断してくださいと言っているように見えるんですけども、それは、その前に書いてあることと随分段差があるなという感じがしたので、ここで想定されている十分な要請であるか否かというのは、単純に金利減免とかリスクスケジュールとかということではなくて、そういうことですね。

○ 西山事務局長 それは単純に、文字どおりのこととして、十分かどうか検証してくださいという以上のことは何も言っていないです。

それから、株式の引き受けについては、これは勿論、機構が最終的に御判断をされることだと思いますけれども、同じく107ページに書いてございまして、まず、ファクトの問題として、もし新株を引き受ける、あるいは東電が発行する場合には、授權枠が非常に限られているので拡大する必要があるというファクトと、頭の整理としては、こういう資本注入の用意については、過小資本の解消の必要性、つまり、必ずしも債務超過ゼロにならなくても必要な場合もあるかもしれませんし、それから、支援機構としてガバナンスの掌握の必要性の観点からやられる場合もあるかもしれません。いずれにしても、そういうことを総合的に検討した上で支援機構によって判断されるべき事項であるというのが、むしろこちらで書いていることです。

○ 〇 あらゆるものについて、全部ニュートラルで、いろんなオプションを並べて、それを機構で判断してくださいと言っているだけなんですね。

○ 西山事務局長 ここではそうです。

○ 〇 わかりました。

○ 下河辺委員長 御説明ありがとうございました。

ほかの委員の方から、ほかの点についての御質問、御意見。

○ 〇 ありがとうございます。2点ございまして、56ページの「保有資産の洗い出しと資産売却方針」の前段のところの下から4行目なんですけれども、文章の最後が「調整する予定である。」と書いてあるんですけども、第三者委員会はまだ終わってしまうので。

○西山事務局長 箇所がわからないんですが。

○ 〇 ごめんなさい。56 ページの 2. 5. 1 の前になお書きがあると思うんですけども、1 つ前の行。「調整する予定である。」と書いてあるんですけども、最初の主語が東電なんですけれども、途中で「タスクフォース事務局では」となっているので、ちゃんと書いた方がいいです。

○西山事務局長 主語が違う。

○ 〇 そうです。

あと、65 ページの「継続事業・非継続事業の分類方針」というところで、(1) の下に「委員会として」と書いてあったんですけども、私の記憶では、委員会として、あの分け方でいいという感じではなくて、タスクフォース事務局として、そういう考え方で整理しますという形で御報告を受けたような記憶があるんですね。ほかのところ、先ほどの賠償金額の試算のところとか、「タスクフォース事務局では」というのが主語になっていたかと思いますので、「委員会として」というのが何ページか続くんですけども、この箇所は「タスクフォース事務局として」と書いていただけると、事実と合っているかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○西山事務局長 委員がよろしければ。

○下河辺委員長 今の点、おわかりいただけているとは思いますが、何か御意見ございますか。

○仙谷前内閣官房副長官 〇、今の話は、そこから 8 行目に「委員会としては」というのがまた出てきますが、そこは。

○ 〇 そこも含めて、全部「タスクフォース事務局」で、こういう形で検討しましたと。その下も、幾つも幾つも「委員会」と出てくるんですけども、その後、6～7 ページにわたって出てくるので、すべて「タスクフォース事務局」でこういうふうに整理しました、検討しましたという形で書いていただきたいと思います。何か所かございます。

○西山事務局長 この資産のところは 56 ページから始まっています、私も今、にわかに全部はわかりませんが、例えば、57 ページにありますように、タスクフォース事務局が作業を云々かんぬんしてきて、その結果、委員会としてはこういうことになったと。これは報告書なんで、全部タスクフォース事務局がというのもあれなんで、一応、こう書かせていただいています、そこは御判断なので、これも全部タスクフォース事務局の方がよければあれですが、作業はタスクフォース事務局がしたというのは、そういうふうに書いた方がいいような気もするんですが、全部タスクフォース事務局がというのもちょっとあれなような気もするんで。

○ 〇 私が申し上げたのは、不動産とか、有価証券とか、それは合意したと思うんですね。ですから、事業の継続・非継続の整理とかの機軸があればいいとか、そういうことについては合意はしていないと思ったので、それはタスクフォース事務局で検討して、売却の金額を出した結果、こうだったということでよろしいのかと思うんです。

○下河辺委員長 その点については、今の[]の御意見では、委員会としては、タスクフォース事務局の作業の結果についても了承していないという読みになってしまうわけですか。

○[] 私の記憶間違いだったらあれなんですけれども、一回、委員会でそれがあって、事後報告が途中であって、その後、最後がなかったような気がするんです。要するに、途中経過までは聞いて、こういうふうに調べてくださいとか、してくださいというふうに皆さんからの御意見が出ていたと思うんですけれども、最後の締めがなかったような、そういう意味でございます。

○下河辺委員長 そういう事実があるので、経過があるので、こう書かれてしまうと、委員としてはちょっと納得しかねる面が残るという御趣旨ですか。

○[] そうです。

○下河辺委員長 その点について、何か西山さんの方からございますか。そういうことであれば、委員長の配慮が足らなかった点はあるとは思いますが。

○西山事務局長 ただ、申し訳ないんですけれども、これは委員会の報告書としてお出しになることになるので、委員会と無関係にやったということにはさすがにできないと思いますので、表記は別にして、作業としては、委員会としてオーソライズをされたということにさせていただかないと、さすがにちょっと。

○[] 私は、ここだけ特別にそうしてくださいと言っているわけではなくて、ほかのところもタスクフォース事務局で検討したというところが何か所かあったので、そこと同じレベルでいいんじゃないですかと言っているだけで、ほかにそういう表現ぶりがあったので、一緒にしてくださいと言っているだけでございます。

○西山事務局長 わかりました。それでは、不動産のところと同じように、作業はタスクフォース事務局として行い、その結果、不動産と一緒にするんであれば、委員会としては、例えば 472 億円の不動産の売却を図ることができるの見込みとなったといったような、これと同じでよろしいということですね。タスクフォース事務局が作業はいたしました、その結果、トータルとして、こういう。

○[] いえ、私がほかの部分と申し上げたのは、損害賠償の仮払金の試算のところ、タスクフォース事務局でこういうふうにやりましたと、3 兆円ぐらいになったという、そういうような書き方と同じでいいんじゃないかということをお願いした。

○西山事務局長 ただ、これは資産売却と資産売却の話なので、作業を X さんがして、委員会がオーソライズしたというふうにしないと、報告書として成り立たないんじゃないかと思いますので、作業としてタスクフォース事務局が行ったというのはよろしいかと思うんですが、結果としては、こうなったというのは、報告書なものですから、そうされるのがよろしいんじゃないかと思います。57 ページの不動産はそういう書き方になっています。

○[] 済みません、ちょっと確認させていただくんですが、87 ページから始まる損害賠償の弁済の状況とか、先ほど仙谷前副長官から御質問があった除染とか、そういうの

が入っていませんとか、そういうのが、タスクフォース事務局でやったというのは、最後、私、読み込めなかったんですが、委員会として、この金額がどうだというのはどこかに書いてありましたか。

○西山事務局長 いえ、そうではないんですが、要するに、こちらは推計なんで、つまり、物理的な作業、技術的な作業をタスクフォース事務局がしたのは、それはそれでよろしいかと思うのですが、ここは全く技術的な作業なので、タスクフォース事務局がさせていただいたということでもよろしいかと思うんですが、不動産の売却、あるいは事業の売却というところについては、少なくとも不動産のところについては、作業をタスクフォース事務局が云々かんぬんし、こういう分類をしたのがタスクフォース事務局で、結果としては、こうこう、こういうふうになったというのは、委員会としてはという書き方になっているというのが 57 ページなので、それと同じような書き方にすると、こちらがどうなるか、今すぐには、にわかにはできませんけれども、発想としては同じように書かせていただいてもよろしいでしょうかということです。

○仙谷前内閣官房副長官 57 ページは、分類作業をしましたということですね。

○ 〇〇〇〇 はい。

○下河辺委員長 〇〇〇〇としては、報告書の中に委員会の結論としてこれが記述されることについては、そもそも委員会の審議において、この点について明確な結論づけがされていた事実もないので、手続的にはそれが 1 つ。それから、2 つ目として、そのような結論の在り方そのものに、実態的に自分としては賛成できない面もあるので、両方の要因が絡まって云々という、そういう御意見に、この段階でなるということですか。

○ 〇〇〇〇 賛成できないというか、全くこれを否定するということではないんですけれども、そういうことではないんですが、支援機構の方で、こういうことについてはもう一回ちゃんと考えて、結論は一緒かもしれないですけども、余りにも断定的に言ってしまうと、次の支援機構での判断で縛りが出るといけないかもしれないと思った。

○下河辺委員長 そういう懸念もないわけではないのでという。

○ 〇〇〇〇 ですから、これが全部正しくないとか、間違っているとか、そういうこととは意味が違っていてということでございます。

○仙谷前内閣官房副長官 アローワンスを残した方がいいんじゃないかと。

○ 〇〇〇〇 そうということです。それだけです。

○下河辺委員長 何か、その点。〇〇〇〇、どうぞ。

○ 〇〇〇〇 〇〇〇〇の言われていることは、非常に丁寧な書き方でわかりやすいんですが、よろしいと思うんですが、事務局の判断、書かれたことに私自身は同意しておりますので、「委員会」でいいのかなという感じです。ここで仮に答申しても、実際に事業計画をつくる時には、これに縛られる必要はないと思っていますので、これは 1 つの答申であるから、これと違う結論を導いても、不動産のところについてはやれるんじゃないかという気がするんです。個別案件ですから。基本の骨格のところを縛られると困るんですけ

○下河辺委員長　ありがとうございました。

○ XXXXXXXXXX そのとおりでございます。

○ 今、 がおっしゃったことがそのとおりでございまして、何度も申し上げますが、不動産とか有価証券については、この書き方で結構です。ただ、子会社のことについては、先ほど前副長官がおっしゃったように、まだ変わる可能性もあるので、少しだけアローワンスを持たせていただけた方がいいというだけでございます。ですから、ベースとしてこれを活用していくということについては変わりはないんですが、書きぶりだけの話です。

○仙谷前内閣官房副長官　だから、委員会の意見としては、当該分類を継続検討する必要があると、こういう結論で。

○仙谷前内閣官房副長官　だから、事務局はこうで、その上にのっかっているけれども、委員会としては、この問題は次の①以下書いてあるような、大変重要なポイントがあるんで、継続検討する必要があるというのが委員会の結論だと、こういうことでいいんじゃない

いですか。だから、この 65 ページの部分だけ「TF 事務局として」と直したら。

○西山事務局長 はい。

○仙谷前内閣官房副長官 確かにここはこれからも議論の余地があるし、この間も議論の余地がありますね。将来の絵図との関係もあるから。

○下河辺委員長 では、この 65 ページの関係、ただいま仙谷前リーダーがおっしゃられたようなところで、用語についての取替えと、それに伴って、最低限、文章的に、タスクフォースと委員会とを微妙に接続する若干の修文がそれに伴って必要かなという気もしますので、そこら辺の取扱いについては、修文レベルの話ということで、委員長に御一任いただけますか。

○ はい。

○下河辺委員長 どうぞ。

○ ちょっと 1 点いいですか。そのとおりで結構なんですけれども、これは私も申し上げたんですが、結局、電気事業との関係性というところを切り口にしていますね。これは逆にいうと、東電の経営、つまりどういうふう将来あるべきかということとリンクしているんです。要するに半分公的管理あるいは公的管理の下でシュリンクしたような、電力に特化したような経営であれば、将来、電気事業との関連性がそんなになくても、非常にもうかるかもしれない事業を委ねられる主体ではないということになると思いますし、そうではなくて、逆にもっと自立的に経営していくのであれば、それは電気事業との関連性が薄いのか、濃いかに関係なくもうかるものをやればいいのかということにもなりますし、そこは多分長期的な在り方と関係するんだと思います。だから、そういう意味で、これは 1 つの考え方ですけれども、より継続的に検討していったらいいのではないかとということだと思います。

○下河辺委員長 、ありがとうございます。

この点はそういうことで、取扱い、修正を行うということで御了解をお願いいたします。

その他の点で委員の方からございますか。 、どうぞ。

○ 私 は料金値上げの件なんですけど、料金値上げに書いてあるところは、すべて可能性があるという言い方をしています。でも、これは全体としてのシミュレーションから何から必然的に見てくると、可能性があるというのは not impossible という意味なんです。soluble 以上に、むしろ inevitable に近いぐらいの感じのシミュレーション結果になっているので、何らかの料金値上げは不可避であると書いておいた方がよりいいのではないかと思います。ここに遊びを付けておくことによって、いろんな議論が料金値上げの前提条件としてあり得るんだというイメージが出てきてしまうんですけれども、かなり緊急な問題として、応急的な問題として、料金値上げは不可避であると私はこのシミュレーションから全体を見て思うので、そこはやはりごく自然な流れとして見ると、料金値上げは避け難い。どんな形になるかは別として、そういうところは書き方を余り非現実的な書き方にしない方がよろしいのではないかとというのが 1 点です。

そこは原子力発電は稼働させる必要があるとはっきり、ずっと書いてしまった方がいいのではないかという気がします。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

それでは、最初の料金値上げ問題は、避け難いというシミュレーションの結果もこれを避けて通ることができないので、その点については、私ども調査委員会の報告書の中でも、今後の世論といいますか、この問題をめぐるさまざまな議論が方向性においてミスリードされないように、当委員会の責任において避け難いんだということだけはきちっと打ち出すべきではないかというのの御意見です。

その点について、お手元に資料3が配られております。文言がこのとおりかどうかは別にいたしまして、原案程度のトーンでとどめておくべきなのか、私どもの委員会の後にはこの報告書を提出して、いよいよ実践的に大変な作業に取り組むことになる支援機構の運営委員会というものがあるわけですが、それはそれとして、委員会の方としたら、のような御意見は十分踏まえた上でも、今回は原案どおりでとどめて、更に料金の値上げ問題については、さまざまな条件が絡み合った中での判断が必要になるということ踏まえた場合には、今回は原案どおり、いやいや、そうではないんだ、代替案、1つの案として活字化しております一定程度の料金値上げが必要、不可避であるというところまで打ち出すべきだというあれになるわけですが、この点について、是非委員の方から御意見をいただきたいと思います。

、どうぞ。

○ これは代替案のところ、資料3を見た方がいいと思います。代替案のところを読むと、誠にわかりにくい文章なんです。何を書いてあるのかよくわからない。私の頭が悪いのかもしれませんが、2行目から読みますと「政府保証枠2兆円の枠を超える多額の資金の調達が必要となるが」とあって、この資金調達が必要になるといったところで、もう「このような政府資金」と、資金調達が政府資金につながってしまっているんです。もっといろんな手段があるはずです。

もう一つ、次の4行目ぐらいから「資金計画は国民負担の最小化の観点から望ましくなく」とあるんですが、これもそのとおりだと思います。ずっと読みます。「東電として一定の範囲内で自立的に資金繰りを維持できる事業計画を策定するためには、一定程度の料金値上げが必要と考えられる」。一定程度の料金値上げというのは、つまり国民負担なんです。ですから、2行前で「資金計画は国民負担の最小化の観点から望ましくなく」と言いながら、2行後には「一定程度の料金値上げ」という国民負担を強いているという論理矛盾がここで起きている。ここでいろんなことが丁寧でなく書かれているので、これでは理解し

難しい、文章としても変だということです。

あと、今の時点で、我々が料金値上げは inevitable である、今の言葉で避け難いんだということを断定できるほど、この委員会がいろんな諸条件に突っ込んだであろうかという疑問があります。したがって、料金値上げについては、むしろ特別事業計画の中で東電の諸条件ももうちょっと現実的に深くチェックしながら、その中で実質的に決めていった方がよろしい。

なお、個人的な意見としては、料金値上げは避けられないという感覚は持っております。しかし、表現としては、どうもここで言うのはいかなものかという感じです。

○下河辺委員長 [REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] お気持ちもわかるんですが、ただ、支援機構がこれからやっていく上で、その話は議論されると思うんですが、支援機構にできるだけやりやすいような形で引き継いであげるのがいいという気がするんです。そうすると、幾ら、いつからということを決める必要は全くないんですけれども、シミュレーションをやって、そして、不要資産の売却あるいは経営のストリームライン化をやった結果、それで必要とされる資金のすべてを賄うような形にはとてもなり得ないということはわかっているわけなので、料金の値上げというのは避け難いというぐらいのところは、認識としては書いておいても、[REDACTED]後の人がやりやすくなるようにしてあげたらいいいのではないかという程度のことなんです。可能性があるというのはいかにも白々しくて、いかにも逃げているという印象を与えますから、逃げないで、一応自然体で物を言ったという形の方が、[REDACTED]だろうという感じもするんです。

○下河辺委員長 [REDACTED]、どうぞ。

○ [REDACTED] 料金値上げを適用するのは、規制の部分の料金値上げですね。これは燃料費調整制度では賄い切れないようなもの、要するに電源構成が大きく変わったので、それで値上げを申請しますという話です。ですから、自由化の部分であれば、ある意味ネゴでできる話なんです。要するに、経済産業大臣の認可が必要なポンチは規制の部分の話なんです。電源構成が大きく変わるというのは、結局、原発がどうなるかということとかなりリンクしている話なので、料金値上げといったときに何を言っているのかということ、今みたいな話は普通の国民には余り理解されていない話だと思うんです。

料金値上げの意味なんですけれども、先ほど [REDACTED]がおっしゃった国民負担と考えるかどうか。これは要するに利用者、それも規制部分の利用者の負担なので、逆に上の国民負担というのは、結局、納税者の金が入るというのが、ある意味、東電管内以外の別のいわゆる一般国民が負担しなければいけないということなので、これは明らかに意味合いもまた違うと思います。

だから、今、言ったようなことを正確に理解した上で、これをどこまでわかりやすく国

民に示すかということは、委員会に求められていることだし、この委員会と機構との関係を考えた場合、この委員会の方がやはり政府から独立性の高い委員会だということになると思うんです。機構はある意味、経産大臣の下に置かれる独立行政法人なので、より客観性を保つという意味においては、委員会で言わないと、機構はもっと言いづらいということに多分なるんだろうと思います。

○下河辺委員長 今の御意見はそこまでよろしいですか。

○ したがって、そういうことを考えると、この大胆な表現でいいかどうかはわかりませんが、ある程度の料金値上げが必要だということは言わざるを得ないと思います。この委員会がここで判断を中途半端にしてしまうと、後で引き継ぐ機構が結構追いつめられることになりますし、今、申し上げたようなことを前提にすれば、東電との関係でも、彼らが必要だと思えば、自由化部分はどんどん交渉すると思います。そういうことも考えると、値上げの幅を抑えるということも1つですし、一定程度の値上げというのはどの程度かわかりませんが、ある意味、その値上げは必要だけれども、それをできるだけ抑えるということを、この委員会で言うておかないといけないということだと思うんです。そこも全部機構に丸投げしてしまうと、機構が非常に大変なところに追い込まれるのではないかという気がします。

○下河辺委員長 どうもありがとうございました。

当委員会は に改めておっしゃっていただいたとおり、独立性の高い第三者委員会という性格は持っておりますけれども、いろんな意味で最初の段階からタスクフォースのリーダーとして、新旧の副長官にも御協力いただいている委員会でもあります。ここから先の最終的なとりまとめを諮るに当たって、是非お二人のチームリーダーからこの点について、端的に言えば、経産大臣の発言もあったりして、極めてセンシティブな問題になっていますし、委員会として、そこまでのゾーンに足を踏み込むべきなのかどうかという判断もまた別の軸としてあるという気もしなくもない。

お二人から御意見を聞く前に、 からお願いします。

○ 代替案の代替案という大変なんですが、 あるいは からは絶対におしかりを受けると思うんですが、望ましくないということを言うほど私たちはこの問題をきちんと議論していないと思うので、こういう状況になるには「必要だ」はいいけれども「望ましくなく」は言いたくないんです。

どうしてかという、先ほどおっしゃったとおり、もし値上げをしないとするならば、政府からお金が出てくるという格好になって、結局、納税者の負担になるでしょう。それで本当にいいのかという構造を示す。したがって、値上げしないんだったら、それは不可避ということは事実だから、このシミュレーションから明らかだから言ってもいいかもしれないけれども、そこから出てくるのと値上げのどちらが望ましいですかということまで、この委員会で言う必要があるのか。

例えば代替案のところで「2兆円の枠を超える多額の資金の調達が新たに必要となる」

で切って「このような政府資金のみを当てにした資金計画は国民負担の最小化の観点から望ましくなく」は切る。

○下河辺委員長 削除ということですね。

○ 削除です。

「東電として一定の範囲内で自立的に資金繰りを維持できる事業計画を策定するためには、一定程度の慮基準値上げが必要と考えられる」というのは、客観的な事実だと思うので、このような事実を示して、それで料金値上げを嫌だと言っていたら、結局、別の形で負担になるという事実を示すことは意味があると思うので、そういう文章ではだめでしょうか。 のあれからいうと「望ましくなく」は不可欠であるとは思いますが、私はこれはなしでいいと思います。だめですか。

○ 私は全然こだわっていないんです。

○ したがって、私が言ったのは、代替案の代替案という提案でした。

○下河辺委員長 ありがとうございました。

チームリーダーのお二人から何か御意見ございますか。

○齋藤内閣官房副長官 今日の後半をお聞きして、150 ページとか 151 ページの書きぶりがあるわけです。「6.1.3 現行料金制度とその運用の問題点と見直しの方向性」。先ほどの事務局の説明で「以上を踏まえ、料金制度及びその運用については、規制当局において以下のような見直しを行うべきではないか」という一連の記述をしているわけで、ここを避けて通れないのではないかという判断を総体的にしているものですから、その点についてはいかがなのか。むしろ、この間の議論の過程の中で、今の料金値上げの不可避などに結び付けるとしたらどうなんだろうかということについて、ここはそうではないんだということなどを御説明いただければありがたいと思います。

○下河辺委員長 どうぞ。

○西山事務局長 私がお答えをしてよろしければ、先ほどやや御説明をさせていただいたのと重複するんですが、代替案を前提として考えると、端的にいうと、もし代替案を採用する場合には料金の値上げが必要である、あるいは避けられない。それをする場合には、先ほど申し上げたような最低限の料金制度及び運用の手当、当たり前ですけども、コストはコストとして認識をする。合理化計画の全部かどうかは別にしまして、それを反映したコストにする。それから、東電にある種のインセンティブを与えるといったような設計をする必要があって、それは委員からの御指摘も踏まえて、そうした検討が速やかに行われるべきである。まさにそれがあつた種組み合わせにはなっている。必要なのですということですよ。

○下河辺委員長 どうぞ。

○齋藤内閣官房副長官 経産大臣の発言がありますし、内閣全体の政治の発言等があることは事実で、率直に言えば、ここに来る過程でいかに国民的な共通認識、共通項に立つことができるんだろうかということが脳裏にあるということです。

ただ、委員会は委員会としてのこの間の経緯もありますから、それは先に議論してきた前リーダーからお願いします。

○下河辺委員長 仙谷先生、お願いします。

○仙谷前内閣官房副長官 先ほど質問したことも、そのことと関係があるという前提で質問をしたわけであります。当初、機構法案をつくるときに、特別負担金と一般負担金を国民の料金で賄う。他の電力会社の分も賄うというチャート図というか、そういう前提で機構法がつくられるというか、XXXXXXXXXXここからが出発点だったわけです。だけれども、簡単に電気料金でそれを直立的に賄うという絵は、政治的にも通らないし、東電の経営・財務を改めて洗う。更にその発展、経営の先には、多分総括原価方式の問題とか、この間の日本の電力産業が持ってきたいろいろな問題があるのではないかという予感の下に、あそこは一応切ったわけです。つまり電気料金と負担金の関係の直立性は切った、そういう法案にしたということであります。

当面はというか、どこまでかはわかりませんが、損害賠償を賄うために支援はしますという図式でここまで来たわけですが、いまだに損害賠償を賄うための支援がいかほどになるのかというのは、企業会計上もそれほど確定的に書けない事態であることは間違えない。

それから、除染という問題が出てきて、これをとりあえず国が全部費用でやるにしても、国がやる場合、これは一体機構が賄うべき費用としてカウントしていくのか、それとも別の省庁の予算で、ただし、かかった費用は東電に請求するという、要するに債務として徐々に発生していくのか、予測をされた分をどかんと東電に計上させるのか、ややこしい問題もまた現時点で出てきているわけです。そこへ議論として、総括原価主義の問題あるいは卸電力の問題、更には先ほど申し上げたように世界経済危機との関係で、資源価格と為替レートの問題まで出てきている、こういうことです。

そうだとすると、XXXXXXXXXXがおっしゃるように、電力料金の値上げは免れないというのは率直に理解しますし、どこかでだれかが先陣を切っておかなければならないというのもよくわかります。しかし、問題は、その料金値上げは何のため、何をカバーするための料金値上げなのかということを書けるかどうかだという感じがするんです。つまり損害賠償を適切に支払う。そして、それを国が支援する。その支援した国を長期間かかって賄うための、つまり以前の負担金をつくり出すための料金値上げではないとすれば、まずそこを置くとすれば、何のための料金値上げなのか。原子力発電所が再稼働しにくいことに対する燃料転換というか、資源転換をカバーするための料金値上げということになると、それは別に東電だけの話ではない。東電が引き起こしたことから派生した問題ではあるけれども、それはガス、オイルを多く使わなければならないことによる燃料引き上げということになる。

そういう前提に立つと、もう一つの問題は、なぜそれが今の方式でカウントされなければいけないのか。この報告書の中でも、ある種の検討されなければならない料金設定の非合理性みたいなことが書かれているのに、そのことが是正されないで、料金値上げ不可避

という結論をなぜ書くのかということも出てくる。特に政治的には、そこは大変強い勢いで出てくる可能性があると思います。復興予算と財源とそれをどの程度税で賄うかというときの議論でもそうなんだから、今度の原発の話は、金目の話としては容易ならざる話になってくる可能性もあると見ています。ましてやどのぐらいの賠償とか、収束オペレーションプラス除染まで含めたオペレーションにかかるものがわからないという段階で、それを賄うための料金値上げみたいな印象になってくると、[REDACTED]どのぐらい料金値上げをしたらいいんだという問いに、今の段階では多分答えられないと思うんです。

更にその反面、ここに書かれているように、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

だから、今の時点で、せざるを得ない、料金値上げは不可避であるとして書くとしても、特に素人さんというか、国民にわかるように留保条件を付けないと、そこまで書き切れないのではないか。さすがの私でも書き切れないという感じがします。

○齋藤内閣官房副長官 巻頭に付けた文章の最後の（４）に表現してあるものでいかがなのかと思います。

○仙谷前内閣官房副長官 ワンパッケージで出さないと、なかなか難しいかもわからない。だから、早急にやらなければいけないということだけは間違えがないので、そんなにいたらと、何年も経ってから、ようやく総括原価方式を変えることができるまではできませんみたいなことを言い続けるというのは、[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]おそれもあるということです。

○[REDACTED] ちょっとよろしいですか。今のお話で、もしこの場で、言ってみれば「可能性がある」でしばらく先送りしたとしても、そう遠くない将来には必ずその問題に直面することにならざるを得ないと思うんです。つまりこれは恒久対策ではなくて、応急対策としての料金値上げが必要になるということだと思うんです。それが１つです。

もう一つ、確かに仙谷代行がおっしゃるように、何のための料金値上げかというのが決まらない部分がある。ただ、これは書き方次第でありまして、例えば燃料費のアップあるいは廃炉の費用、損害賠償、すべての経費のうち、わからない部分が多いわけですから、少なくとも火力燃料の購入に伴うコストアップについてだけ考えてみても、経営の合理化では賄い切れないので、料金値上げは一定程度避けられないものと思われるという書き方であれば、わからないことはわからないと言ってしまえばいいのではないかと。

もう一つ、先ほどお話しましたように、応急手当としての料金値上げというのは、さま

ざまな総括原価の見直しのような、将来の電力業界の構造をどうしていくかという議論とは別に早く必要になってくると思われます。したがって、いわゆる制度の問題と、言ってみれば不可分の形で結び付けておきますと、今度は応急の値上げをするときに、こちら側が舌をかまなければいけないこともありますので、その辺のところはどうなんでしょうか。

○下河辺委員長 []、どうぞ。

○ [] まず先ほど申し上げましたように、どう考えても、これは電気料金を値上げせざるを得ないと個人的に思っているんですが、この報告書の全体の構成を見ても、150ページの「6.1.3 現行料金制度とその運用の問題点と見直しの方向性」ということで、以降152ページまで、るる取り組むべき将来の課題、今後の課題というのがたくさんあるわけです。これは定性的なもので、多分これを定量的に直しても、料金値上げはせざるを得ないんだろーと思いますけれども、ただ、これだけたくさん料金に絡んで検討すべき課題をここに提示しておいて、そういう前提で、これがまだ未検討な状態で料金値上げは必要だと言い切るとするのは、全体の構成からして、私は無理があるという気がするんです。ですから、ここはこういう将来の課題をいっぱい指摘したので、値上げのことは明確にしないでおいの方がいいというのが私の判断です。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

その点について、御発言のない [] ございますか。

○ [] 私も今の [] と同様に、今回には値上げ不可避というような断定的な表現というのは避けた方がいいと思います。先ほど仙谷さんがおっしゃったように、何のための値上げかというのがなかなか国民の方にわからない可能性がとても高いかもしれないということ、それから、支援機構の負担金と料金を分けて建てつけたこととか、論理的なところでの武装がすごく難しくなるのではないかと思います。

それから、やはり今回の報告書で、いろんな制度矛盾の話を書いている中で、どういう料金制度だったら値上げがいいんだということまでは、到底今回は踏み込めなかったと思いますので、今の原案の表現が今は望ましいのではないかと思います。

○下河辺委員長 ありがとうございます。

委員会としては、本日お忙しい中御出席をいただいております、お二人の新旧のチームリーダーから政府並びに与党としてのお立場からの御意見も承ることができたと思います。

時間の関係はとやかく言いませんけれども、委員会としては今日が最終ということで、報告書のとりまとめは是非したいと委員長としては考えていますので、意見が結論的には若干分かれたまま最終段階を迎えていると考えております。

第一回の委員会で御確認をいただいた当委員会の運営要領によれば、議事は原則として出席委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一致が見られないような事態が生じた場合には、委員長の裁断により、出席委員の過半数によって決することができるという、委員会の意見を取りまとめるためのやむを得ない手続規定を確認させ

ていただいているところでございます。

委員長の裁断としては、今回の報告書は従前どおりの原案、この中には、言葉として料金値上げという言葉も使われているということで上げて、月が変わって来月以降、いよいよ業務が開始される支援機構の運営委員会の段階で、全面的にこの問題について取り組んでいただくことにいたしまして、当委員会の報告書としては、原案ということでまとめたと思っておりますけれども、これでよろしいですか。委員の御賛成をいただけますか。

○ 皆さんの御意見なら、それで結構です。

○ 下河辺委員長 ありがとうございます。

委員の方、御賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○ 下河辺委員長 わかりました。それでは、この点については、原案どおりという形で最終的にとりまとめることにいたします。

西山局長から全部で1～9まで御報告いただいておりますけれども、その他の点についてはよろしゅうございますか。若干文章的な修文は、最後の段階において、委員長の責任において、最善を尽くして修文させていただきたいと思います。

それでは、最後に本体部分のとりまとめについて、事務局長から何かありますか。よろしいですか。

○ 西山事務局長 本体部分はございません。

○ 下河辺委員長 それでは、予定しておりました時間となりましたので、本日の第9回の委員会はこれで終わりにしたいと思います。

後ほど改めて西山事務局長から御説明がありますけれども、最終となります第10回の委員会は、週明け、10月3日の月曜日になります。

最後に報告書のとりまとめができましたので、委員長として一言御礼を申し上げさせていただきます。

本日、委員会の報告書を当初の予定どおり9月中にとりまとめることができました。ひとえに委員各位並びに仙谷前、齋藤現官房副長官をリーダーとするタスクフォース事務局の西山事務局長を始めとする皆様方の並々な御努力、御協力の賜物であり、委員長として誠に感謝にたえないところであります。6月16日の第一回委員会から3か月余り、これまでの各位の御協力に対しまして、改めて心より御礼申し上げます。

それまでだれしも想像できなかった巨大な大地震と大津波により、不幸にも東京電力の福島第一原発の1号機から4号機の全電源が喪失し、あってはならない原発事故が発生してから半年、我が国の産業、経済、そして、民生にとってなくてはならないエネルギーの根幹である東京電力の電力供給が大幅にダウンをし、未曾有の困難に我が国は直面いたしました。幸いにも官民挙げての省エネ、節電への取り組みをもって、今夏の危機的な電力状況はどうか乗り切ることができましたが、世界的な金融経済の一層の厳しさと、先行きの不透明感を増す今日にあって、我が国の産業と経済が再び力強い成長と発展を取り戻す

ためにも、必要とされる電力の確固たる供給体制が早急に確保、実現されなければなりません。そのためにも東京電力の経営と資産の効率化が何よりも強く求められるところであります。

そして、また、多くの原発事故の被災者の皆様に対し、受けられた被害の迅速な賠償が最大限実現されなければなりません。

本日、お陰様をもちまして、とりまとめることができました私ども委員会の報告書が、原子力損害賠償支援機構が東京電力とともに策定いたします特別事業計画の内容に裨益するものが多いものであることを委員長としては心から願うものであります。

なお、本日の報告書案のお取扱いにつきましては、重ね重ねで恐縮ですが、最大限の御配慮をお願いいたしたいと思っております。

以上、とりまとめができました段階での委員長としての御礼のごあいさつでございます。

それでは、今後のことについて、西山事務局長から御説明をお願いいたします。

○西山事務局長 事務局としてはかなり気をつけているつもりなのですが、新聞にもよく出てしまったりするものですから、委員会の報告については、相当慎重に取り扱う必要がございます。

先ほど御確認させていただければよろしかったんですが、大きく分けて3つ御修正がありまして、まず全体を3部構成にして、総論を初めにという形に載せますという点と、[REDACTED]から御指摘のあった委員会のところをタスクフォース事務局に書きかえる部分があるという点と、最後の点は原案どおりという意味では修正がないということかもしれませんが、最後の点を確認させていただいたわけです。

まず申し訳ないんですが、数字の精査もする必要があるものですから、技術的に「タスクフォース事務局として」と直した部分がよろしいかどうかだけ、委員各位にお届けするなり何なりして確認をさせていただき、最終的な数字もすべて固まった最終報告案は、多分月曜日の朝にならないと印刷ができていないかもしれませんので、月曜日の朝一で基本的にはお届けをさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○下河辺委員長 了解いたします。

○西山事務局長 その上で、月曜日の3時15分から官邸で総理に提出をさせていただくことになっておりまして、私の方から申し上げてよろしいかどうかわかりませんが、基本的には提出をするだけのというと、ちょっと言葉に語弊がありますが、それが中心でございます。中身を総理に御説明するというよりは、多分委員各位から御発言をいただいた方がよろしいかと思しますので、段取りとしては、各委員からという方向でさせていただきたいと思います。30分委員会の報告書を説明するというのではなくてということで、よろしくをお願いいたします。

委員会終了後、記者会見を行ってそこで発表する。普通この種の政府のものと、記者クラブがあると、事前に説明をしてというのがありますが、残念ながら、内閣官房だと何が記者会なのか、だれが記者なのかもはやわからなくなっているということと、金

曜日にこれを説明して、月曜日までもたせる自信は到底ありませんので、申し訳ないんですが、そうさせていただきたいと思います。

○下河辺委員長 以上ですか。

○西山事務局長 以上です。

○下河辺委員長 それでは、本日の第9回の委員会はこれで終了いたします。

通常であれば、この後、記者プレスに対するプレゼンがございますが、今日の審議はすべて報告書の実質内容でございますので、プレゼンを行わないという形で通報しております。そのかわり、御退室、御退場なさるときに、プレスのぶら下がりが若干しつこくあるかもしれませんが、よろしくお願いいたしますと思います。

長時間どうもありがとうございました。御協力に感謝いたします。